

近代仏敎の形成と「肉食妻帯論」をめぐる問題

池 田 英 俊

一

近世末期から近代にかけて仏敎は、排仏論の展開によって、その出世間性や行動規範の倫理性欠如が厳しく指摘され、肉食妻帯問題をめぐって、僧侶の存在意義が改めて問いなおされることとなった。一方これを契機に仏敎は、肉食妻帯禁止の問題をも含む戒律の復活こそが、近世以来着目されてきた「僧弊一洗」実現への唯一の方途として認識を深めている。殊に十善戒は、幕藩体制下の封建倫理の補完的役割を担ってきたとの見解があるが、近代では仏敎の覚醒路線に添って『大乘本生心地観経』の「四恩」とともに、清新な宗教的実践を基礎づける徳目として、その認識を新たなものになっている。近代仏敎に継承された十善戒は、慈雲飲光の正法律を基調とする『十善法語』・略法語『人となる道』の普及によって、仏道の易行性が表明され、非常なる勢いで全国各地に結成をみた信仰の結社、それに参加する庶民の入信と、行

動基準の指標として把握されるに至ったのである。

さらに着目すべき点は、出家・在家に俱通する十善戒受容の基盤が、諸宗派協同の教会・結社運動で、指導的役割を演じた還俗・在俗仏敎者達の啓蒙活動によって築かれたことにある。かくして四恩・十善の觀念は、通仏敎主義の立場から民衆敎化の一支柱として、道俗の間に広く受容されるに及んで、僧尼自身の内面にはいつしか出家者としての意識が薄れ、世俗化へ傾斜する兆が潜んでいたことも見逃せない。さらにそれは、十善戒の復活が強調されればされるほど、仏敎の世俗化傾向との密接な連関のなかで、仏行としての「一心戒」・「一分の菩薩戒」の思想が見なおされようとしていたのであった。

ともあれ、仏敎の覚醒路線上に現れた僧侶の肉食妻帯などの破戒は、仏敎の危急存亡の意識を深めるが、一方では仏敎の世俗化を時代の趨勢とみなし、妻帯を許す浄土真宗の例に倣って、明治三十年代には肉食妻帯公認問題が、各宗派の宗

議会で取沙汰されるほど、近代仏教の形成に大きな波紋を投じた。

ところで維新政府の神道国教化を前提とする宗教政策は、太政官布告三三二号による僧侶の教導職十四級の補任を始め、庶民と同様に肉食妻帯・俗籍・姓名を与えようとする一連の法令、その法制改革に対する各府県の伺書及び政府の指令等によって、それが僧侶の公的身分の世俗化に決定的な方向を与えようとしたのであった。

以上のようにみてくると仏教の当面した課題は、僧侶の肉食妻帯問題を契機に、近代国家の樹立という時代的特質のなかで、出世間性による護法から、仏教世俗化への転換を余儀なくされた因由が浮き彫りにされてくるのである。かかる歴史状況の打開は、いわゆる近代化に伴う非宗教的な諸条件の上に、如何にして近代仏教形成への宗教的条件を築いていくかという点にあったといえよう。

二

すでに触れたように仏教の世俗化に拍車をかけた社会的条件としては、僧尼身分の世俗化の課題があげられる。それは、また維新政府の近代国家樹立上に企図された宗教政策の一端を示すものであり、早晚予定された仏教に対する政治的課題でもあった。維新期の法制改革にみる僧尼身分の世俗化

に関する問題については、森岡清美博士の諸論考で、すでに明らかにされているところである。

さて、そこで僧尼身分に関する問題は、あらためて説明するまでもなく、明治四年（一八七二）四月四日の太政官布告第百七十号で公布された「戸籍法」の編成という大事業のなかで位置づけられたものであり、維新政府の近代国家の基礎を整理する意味で、それはそれなりに、妥当な行政措置であったとされなければならない。

しかしながらこの問題は、宗教としての仏教の立場、特に近代仏教形成上の視点から、あらためて捉えなおすとき、なおそこには検討を要する重大な課題が残されていることに気づくのである。

剃髪得度による出家者としての僧侶の身分は、歴史上官許にせよ、または諸宗派の権限と監督に委ねられていたにせよ、政教関係の軋轢を経ながらも、公に容認された身分として位置づけられていたという。しかるに維新政府の宗教政策は、例えば大内青巒が『明教新誌』の社説でしばしば指摘するように、神道国教化・教導職制度を基礎づける「三条教則」によって、仏教の布教活動と信教の自由を奪い去り、更に加えて教部省・大蔵省戸籍寮・寺課などの一連の法政改革によって、得度による法名、肉食妻帯の禁止を始めとする戒律までも否認する方針が示されたのであった。その発端は、

明治五年四月二十五日付の太政官布告第三百三十三号の法令に窺われる。

自今僧侶肉食妻帯蓄髪等可為勝手事

但法用ノ外ハ人民一般ノ服ヲ着用不苦候事⁽³⁾

この条文は、仏教を基礎づける出世間性の宗教的特質を、その根底から否認しようとするもので、仏教に対する維新政府の基本的態度が明確に打ち出された、画期的な法制改革の主旨を表明している。この法令は、大正九年六月勅令第百八十四号による廃止まで、五十年余の間拘束力を有するものとして存続されている。

近世末から近代にかけての仏教は、僧侶の肉食妻帯を含む破戒・無戒の状況を、辻善之助が『日本仏教史』の「仏教墮落論」で指摘するように、それが仏教衰退の一因となった点については周知のところである。維新期の仏教は、僧侶の破戒、無戒状況を背景に、神仏分離・廃仏毀釈の打撃を受けて、その復興が急務とされた。それは戒律問題をめぐって、

保守と革新の二方面にわたる活動に大別される。その一つは、最も正統的な護法運動と目される釈尊の戒律主義の提唱・末法の世の認識の深化による指戒持律と、清純な信仰を表現した福田行誡、また禅仏教の系譜を継承して形式的な戒律よりも、貪・瞋・痴の三毒の根本悪からの解脱を主張する原坦山等の先覚者達の戒律興運動が挙げられる。その二は、

維新期の諸宗同徳会盟と微妙な相違をみせつつも、「学校管轄」「西欧の宗教事情視察」とともに「僧侶の肉食妻帯公認」の建白書を維新政府に提出した曹洞宗の鴻雪爪や、宗学により妻帯を容認する親鸞の法系を継承する浄土真宗の開明僧嶋地黙雷・養鶴徹定・大州鉄然・赤松連城等による信仰復興運動が挙げられる。

特に後者の運動の中心となった鴻雪爪については、近代仏教史上殆ど顧みられていない。維新政府の宗教政策は、近世以来の排仏論にみられる僧侶遊民観を背景に展開された点が指摘されている。そこで鴻雪爪は、浄土真宗以外の僧侶の破戒・無戒の実情を直視し、一方では政教関係の狭間にあつて限界状況を呈する仏教の窮状打開を、仏教界からの非難攻撃をあえて覚悟のうえで「僧侶の肉食妻帯公認」に求めたのであった。その狙いは、政府内に蔓延する僧侶遊民観を、その窮余の一策によって払拭し去り、新体制に応じた僧侶身分の安定化をはかんとしたものと考えられる。

このようにみえてくると「僧侶肉食妻帯蓄髪等可為勝手事」の法令は、鴻雪爪達の「僧侶の肉食妻帯公認」の建白運動によって、仏教に好意的な態度を示した長州閥系の政府要人木戸孝允等の支持を得て、実現されたとの見解も許されてよいであろう。

鴻雪爪は、この法令公布の直後、木戸孝允等の要請を受け

入れて還俗し、官途につくことを承諾している。維新政府の『官員録』によると「七等出仕寺院掛」との記載がある。

任 小議生 左 院

明治五年九月

在官中反俗申付候事^⑧

ところで鴻雪爪は、月舟宗胡・亘山道白門下の嫡流として知られ、しかも天桂傳尊とともに傑出していた鉄額泥牛の法嗣でもあり、由緒正しい門流に属する禅僧の一人でもあった。その法嗣及び隨身には、永平寺六十二世青蔭雪鴻・曹洞扶宗会の設立に力を尽くした鴻春倪・北山絶山・辻顯高などの俊英達が輩出している。これらの門流達は、曹洞宗教団の近代化運動を通じて『洞上在家修証義』を編集し、旧仏教と近代仏教の峻別を、形式的な戒律の条目に捉われることなく「一戒光明金剛宝」や「一分菩薩戒」の趣旨によって受戒入位・懺悔滅罪等の本証・妙修の四綱領を纏めあげたことを思うべきである。しかし鴻雪爪については、禅僧時代の経歴とは裏腹に、肉食妻帯公認運動、還俗して教部省への仕官、丸岡社寺局長の懇請で名義上の神道管長に就任など、なお多くの疑問点が残るのである。それだけに政教関係に通じていた鴻雪爪の「僧侶の肉食妻帯公認論」は、維新政府の宗教政策に映じた現世的、世俗的価値観の支配に屈服したとみるか、あるいは仏教が薩摩・長州との派閥抗争の上に展開された神道国教

化をめぐる宗教政策の犠牲となることを避ける窮余の一策と捉えるべきか、あるいは世俗化によって将来の仏教を展望し、他面では近代仏教独自の宗教的人間像を、鴻雪爪の門流達に託したとみるべきか。その点については、まだ一定の価許が定立されていない。ただ鴻雪爪の政教関係の問題について苦悩する胸中は『山高水長図記』上・中・下三巻の「法教建議」などの漢詩に窺われる。^⑨

三

日本の近代は、世界史でも稀なほど宗教性を布薄にした時代であると指摘されている。それは、政教混着思想上に展開された神道国教化政策が、そのことを如実に物語っている。

「肉食妻帯蓄髪等可為勝手事」の法令は、正しく維新政府の宗教に対する現世的、世俗的価値観が強力に支配した一端を示すものであった。それだけにこの法令は、浄土真宗を除く仏教各宗派に強烈な衝撃を与えた。例えば曹洞宗の『宗制』「第九条 寺院中ニ女人ヲ寄宿セシム可ラス」には、肉食妻帯問題について、次のように記されている。

行政上ニハ僧侶ノ妻帯ヲ妨ゲサルコト明治五年第三百三十三号ノ公布アレドモ 右ハ宗規ノ範圍内ニ關係ヲ及ボサザルコト明治十一年二月内務省番外達ニ明ラカナリ故ニ宗規ハ依然僧侶ノ妻帯ヲ禁止ス政教已ニ區別アリ他ノ干渉ヲ脱シテ独立ノ機運ニ傾向セシ以

上ハ奮ッテ宗規ヲ格守スヘシ……^①

ところで神官の身分については、大蔵省戸籍寮社寺課によつて、戸籍編成上ではすでに世俗内の存在として位置づけられている。いきおい僧尼の身分もまた、その枠外ではありえないとの理解に立つものであった。

そこで仏教の世俗化に関する一連の法令は、早くも明治十年（一八七七）八月に田内憲晃編『明治新令僧侶必携』が著わされ、東京大城軒から出版されている。^②その内容は維新政府から布告された明治十年に至るまでの仏教に関係する法令を、前加部（教部省の設置・三条教則公布・教導職設置とその等級表（十四級）公布等）・俗籍部（僧侶への族籍身分の公布等）、姓名部（僧尼の苗字を唱える可き旨布告・教導職補任の姓名認方についての通達・宗内限りの私認するは勝手なれど、得度のみにては改名相ならず）・身分部（僧尼の公認は諸宗教導職試補以上に限る布告・肉食妻帯等布告・改定律有官僧徒犯罪条例へ寺職者は士族に準じて論じ、余僧は平民と同様に科断）・府県同例）等に分類整理して纏められたものである。

まず「族籍部」の僧尼族籍編入ノ布告（太政官第八号布告）では「一 僧尼ノ輩族籍相定候条、各自原籍ニ復スヘキ事。一 原籍不分明又ハ復籍ヲ望マザル者ハ、現在地ヘ別ニ本籍相定、……。一 真宗（維新以来華族ニ列セラレシ者ヲ除クノ外）並旧修験等世襲ノ者モ一般平民タルヘキ事。一本末寺住職タ

ル者宗教事務管理ノ儀、一般ノ職分同様タルベキ事。但し住職ノ者ハ、平民タリトモ總テ身分取扱、士族ニ準候儀ハ従前ノ通タルヘキ事」などが挙げられる。

幕藩体制下での僧尼身分は、維新政府の戸籍編成上では「僧業」として扱われ「一般ノ職分同様タルベキ事」として、僧尼の公的身分の解体が行なわれている。

「俗籍部」の「僧侶籍ヲ定メラル公布」の適例としてあげられている真宗諸派については、家庭生活を公認する宗義の性格上「肉食妻帯等」の公布には何の抵抗をも示さないばかりか、むしろ他宗派に先んじて僧尼身分の世俗化に応じている。このような姿勢は明治七年に纏められた杉本尚正編『官許教導職職員録』によると真宗諸派の門主・法主及びその法嗣たちは「華族」の身分が与えられ、その族姓と法名が適宜に使ひ分けて用いられていることから窺われる。

また「姓名部」では「宗内限り僧ト私認スルハ勝手ナレトモ、得度耳ニテハ改名不相成、尤モ試補授受ノ際、改名可願出手統適例」の目次が目につく。この「内務省指令」の一例は、新潟県下の曹洞宗の宗内教導職取締大道長安が、僧尼の公認問題に関する伺書に対して、県庁から受けた通達と、政府の布告の方針と相違する点を指摘した文書の例示である。それはまた宗門にとっても重大な問題であり、明治十年二月「曹洞宗管長伺」とし政府に提出された願書に対する内務省

の回答であつた。

「身分部」では「自今僧侶肉食妻帯蓄髪等可為勝手事」に始まる。また「僧尼ト公認スル者ハ諸宗教導職試補以上ニ限り候条此旨布告候事」(同上第一五六号布告)とあり、その身分については、あくまでも教部省布達三百三十二号の官員としての教導職に補任された者に限定されている。

肉食妻帯蓄髪問題の一例は「明治六年二月埼玉県伺」「僧侶未タ妻帯ヲ免サレサル以前ニ、私通ノ女アリ私生子アリテ、今日媒酌ヲ以テ公婚配致シ候へ、前日犯ノ罪ハ不問ニシテ可然哉。」が挙げられている。これへの司法省指令は「伺ノ通リ」としている。

四

近代仏教の形成期には、護法運動の覚醒路線上に展開された各種の仏教運動は、当時の教団仏教の実情はさておき、肉食妻帯問題をめぐって僧俗を明確に峻別しようとする理想像が描かれていた。その一例は「金沢明道協會規約」によると「各宗ノ僧侶ニシテ本会ニ入会スルモノヲ福田衆ト称ス……肉食妻帯ノ不如法ナル者ノ入会ヲ許サズ」の一文にみることでできる。同会では真宗僧侶は人選のうえ特別会員として扱っている。

新時代に対応しようとする各宗派の宗制改革は、伝統への

復帰の方向で戒律復興が主要な課題となつていく。このような趨勢を反映してか「肉食妻帯」の是非をめぐる論争は、明治維新时期に始まり、三十年前後の変革期には、その最盛期を迎えたのであつた。その内容は、維新时期と三十年前後の近代思想の形成期とでは様相を異にするとはいへ、近代仏教形成上の重要な課題でもあつたからである。

まず「肉食妻帯論」の先駆は、文政四年に湖東沙門法霖の名前で書写された『食肉妻帯弁』が挙げられる。次いで明治五年(一八七二)四月「自今僧侶肉食妻帯蓄髪等可為勝手事」の布告に対する福田行誠の『雪窓答問』(教部省へ建言)、明治十三年には有安道人(経歴不詳)著『彈僧侶妻帯論』などにみられる。これらの論著に先立って明治十二年には、禪淨一致と十善の履踐の立場から、日光寺の吉岡信行が『求化微糧談』一巻く六卷、全十一冊を著わすなど、教化思想上にみられる十善に関する論著は枚挙に暇がないほどである。

維新时期を代表する福田行誠の『雪窓答問』は、明治五年の「自今僧侶肉食妻帯蓄髪等可為勝手事」布告に対して、その非を指摘し、教部省へ取り消しを願ひ出たものである。さらに福田行誠は、肉食妻帯の布告の非を五箇条に纏め、「五不可」の文書名で各宗本山録事の住職に送付し、その賛同を求めている。その内容は、「一、仏教の本律を乱す。二、廃仏の基礎を開く。三、在家と事情を同くする。四、沙門の節操

を傷つける。五、教化活動の実効を失なう。」等に窺われる。^③

次いで有安道人著『弾僧侶妻帯論』は、出家者の肉食妻帯を厳しく指弾しつつも、当時肉食妻帯論の中心課題であった、仏道と人道を対比しながら、開明時代に応じうる仏教のあり方について模索し、自問自答している。

僧侶ノ妻帯ハ法滅ノ相ニシテ、淫風ノ盛ナルハ亡國ノ兆ナリ、故ニ予対人屢之ヲ誡ム。問々之ヲ信スルモノアリト言ヘトモ守ルモノ殆ト稀ナリ。……或問テ曰ク、天地陰陽アリ、人之ニ法リテ男女夫婦アリ、是自然ノ理ナリ、何ントシテカ仏之ヲ戒メルヤ。夫レ天理ニ背クモノハ魔リ、天理ニ合ウモノハ興ル。故ニ清僧宗ハ日ニ衰ヘテ、妻帯宗ハ月ニ盛ンナルニアラスヤ。答曰ク、君世間ニ浅理ヲ知テ、天地ノ深理ヲ知ラス……。

この一文は、浄土真宗諸派を除く、各宗派の肉食妻帯問題をめぐって、苦悶する姿を如実に物語っている。『新仏教』（二巻九号）は「僧侶の妻帯を論ず」の論説で、明治三十年前後の各宗派の肉食妻帯論の一端を紹介し、「教風の変遷は、やがて教義解釈の変遷、信仰の変遷を予科し、畢竟旧仏教の破滅を予科すべきなり」と結んでいる。

論治國之要十善法語』全がある、その他略法語の類書は枚挙に暇がない。また年少者へのものとしては田河道照編『十善戒少年訓』がある。

4 森岡清美「身分から職分へ―明治維新の法制改革にみる僧尼の世俗化」(『宗教文化の諸相』昭和五九年竹中信常博士寿記念論文集刊行会編) 三七―頁以下参照。「二元的身分制の成立―明治維新における僧尼身分の解体について―」(『日本常民文化紀要』一二輯 昭和六一年二月) 参照。

5 前掲『明治以降宗教関係法令類纂』昭和三三年、第一法規出版、八〇二頁。

6 圭室文雄『日本仏教史近世』昭和六二年一月、吉川弘文館九一頁。

7 服部莊夫『鴻雪爪翁』昭和一三年一月、古鏡会、六二頁、三頁。

8 前掲『鴻雪爪翁』六五頁。

9 前掲『鴻雪爪翁』九八頁、一〇五頁。

10 鴻雪爪『山高水長日記』明治二七年五月、鴻雪年(発行者)。

11 『現行曹洞宗制規大全』第一編 明治三六年六月(曹洞宗寺法条規) 一五頁。

12 明治仏教思想資料集成編集委員会編『明治仏教思想資料集成』第五卷、昭和五六年、三二八頁。

13 梶宝順編『行誠上人全集』明治三九年三月、一頁、三二頁参照。

14 前掲『明治仏教思想資料集成』第六卷、昭和五七年、一七一頁。

△キーワード▽ 近代仏教、十善戒、僧尼身分

(旭川大学女子短期大学教授)

- 1 拙稿『明治の新仏教運動』昭和五一年一二月、吉川弘文館、二六四頁以下参照。
- 2 柏厚祐泉「慈雲「十善戒」の歴史的役割」(『印度学仏教学研究』二九卷一―号八三頁)。

3 「十善法語」の普及版は明治一六年東京十善会蔵版『王法正